



平成 24 年 5 月 18 日

各 位

会社名 玉井商船株式会社
代表者名 代表取締役社長 本馬 修
(コード：9127 大証第2部)
問合せ先 総務部長 木下 和之
(TEL. 03-5439-0260)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

業務内容が、昨今、更に多岐複雑化していることから、より効率的な経営を期するため、現行定款 19 条（取締役の員数）を 7 名以内から 9 名以内に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は <u>7</u> 名以内とする。	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は <u>9</u> 名以内とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日

以上